

預金口座取引一般規定 新旧対照表

旧	新
<p>第3条 お届け印</p> <p>1. 法人のお客さまは当社と預金口座取引を開始する際に取引に使用する印（以下「お届け印」といいます。）を届け出てください （2006年10月21日以降に新規口座開設申し込みされる個人のお客さま、2018年11月29日以降に新規口座開設申し込みされる営業性個人のお客さま、および2021年6月21日以降に新規口座開設申し込みされる法人のお客さまはお届け印の届け出は不要とします）。お届け印は一口座一登録とし、預金口座取引全てについて共通とさせていただきます。</p> <p>2. 取引において当社がお客さまの使用する印が当社に登録されたお届け印と一致することを当社所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱いを行ったうえは、それが盗用、不正使用、その他の事故により、使用者がお客さま本人でなかった場合でもそれによって生じた損害について当社は責任を負いません。</p> <p>3. お届け印を紛失した場合は直ちに当社カスタマーセンターへ通知してください。</p>	<p>第3条 お届け印</p> <p>取引において、お客さまの使用する印が当社との預金口座取引を開始する際に、取引に使用する印として登録された印（お届け印）と一致することを当社所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱いを行ったときは、それが盗用、不正使用、その他の事故により、使用者がお客さま本人でなかった場合でも、それによって生じた損害について当社は責任を負いません。（現在、お届け印の届け出は不要のため、2006年10月21日以前に新規口座開設申し込みされた個人のお客さま、2018年11月29日以前に新規口座開設申し込みされた営業性個人のお客さま、および2021年6月21日以前に新規口座開設申し込みされた法人のお客さまが対象となります）</p>

以上